

災害多言語支援センター・災害時外国人支援情報コーディネーター

- 災害発生時、被災外国人の抱える①言語の壁、②背景知識の不足（余震等の概念や避難の必要性の理解等）、③食生活・習慣等の文化的違いに基づく多様なニーズへの対応が課題となることから、都道府県や政令指定都市等では、**地域国際化協会等と連携して災害多言語支援センターを設置**。
 - 同センターにおいて、外国人被災者への豊富な支援実績を持つ者や**災害時外国人支援情報コーディネーター**等を中心として、避難所等にいる外国人被災者からの多言語でのニーズ聴取及び自治体へのニーズ伝達、被災者のニーズと自治体からの情報とのマッチング、被災者のニーズに対応するための避難所等へのアドバイス、SNSや外国人コミュニティ等を通じた多言語での情報提供等を行う。
 - 「防災基本計画」（令和7年7月1日 中央防災会議決定）においては、「国（総務省）は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。」と定められている。
 - 総務省は、多文化共生推進プランにおいて、「**災害時外国人支援情報コーディネーターの活用**等により、外国人被災者に多言語での支援を行う活動拠点である**『災害多言語支援センター』**を設置する等、外国人に対し効果的に情報伝達を行うことができる体制を整備する。」と明記し、自治体に対してセンターの設置を促すとともに、コーディネーターの養成研修を実施。
 - また、自治体国際化協会が「**災害多言語支援センター設置運営マニュアル**」を作成・公開している。

